

安中市役所庁舎・防災拠点センター建設基本計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 安中市役所庁舎・防災拠点センター建設の基本計画策定・基本設計実施に当たり、新しい庁舎に必要な機能等を総合的に検討するために、市民、有識者等の意見・提案等を受けることを目的として、安中市役所庁舎・防災拠点センター建設基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について調査・検討し、基本計画策定への意見・提案等を行うものとする。

- (1) 庁舎建設に関する基本的事項に関すること。
- (2) 庁舎の規模及び配置に関すること。
- (3) 防災拠点機能、市民交流機能等の庁舎に付帯する機能に関すること。
- (4) その他庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 防災に関する知見を有する者
- (4) NPO・ボランティア活動に関する知見を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、市民会議を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画経営部資産活用課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和3年12月13日）から施行する。